

○大学院修学休業

・概要

- (1) 教員（教諭、養護教諭、栄養教諭、講師）であって、次のいずれにも該当する者は、県教育委員会の許可を受け、大学院修学休業を行うことができる。
 - ① 自己の有する免許状と関連のある専修免許状の取得を目的としていること。
 - ② 取得しようとする専修免許状に係る基礎免許状となる一種免許状又は特別免許状を有していること。
 - ③ それぞれの一種免許状又は特別免許状に係る最低在職年数（3年）を満たしていること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は大学院修学休業をすることができない。
 - ① 条件付採用期間の者。臨時的に任用された者。初任者研修を受けている者。
 - ② 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了日の前日までの間、又は休業期間満了日から起算して1年以内に定年退職日が到来する者。
 - ③ 再任用教員
 - ④ 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状が特別免許状で、休業期間満了日の前日までに有効期間が満了する者。
- (3) 対象となる大学院等は、自己の有する免許状と関連のある専修免許状の取得が可能なカリキュラムを有する大学（短期大学は除く）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程とする。
- (4) 休業できる期間は、1年を単位とし、3年を超えない期間とする。
- (5) 大学院修学休業を希望する場合、前年度の7月中旬までに、許可申請書（様式1）を提出する。
- (6) 県教育長の許可により登録を受けた後、入学試験を受験することができる。登録の有効期間は申請書を提出した年度内に限る。受験日の勤務は、年次有給休暇となる。
- (7) 大学院修学休業の許可は、職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、効力を失う。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、休業の許可は取り消される。
 - ① 当該休業に係る大学院の課程等を退学したとき。
 - ② 正当な理由なく大学院等の課程等を休学、又はその授業を頻繁に欠席し、専修免許状を取得するのに必要とする単位を休業期間内に修得することが困難となったとき。
 - ③ 育児休業の承認を受けようとするとき。
 - ④ 長期の病気休暇、並びに介護休暇の承認を受けようとするとき及び産前産後休暇を受けようとするとき。
 - ⑤ 大学院の課程等における修学を継続することが困難であると県教育長が認めるとき。
- (9) 次のすべてに該当する場合、休業の許可の一部が取り消される。
 - ① (8)のいずれかの事由に該当する場合
 - ② ①の事由が消滅した後に再び修学する意思を有する場合
 - ③ ①②を県教育長が適当と認めた場合

・関係法令等

- (1) 地方公務員特例法 第5章
- (2) 大学院修学休業制度実施要綱

・事務処理

時 項	処 理 内 容
申 請	(1) 職員 ⇒ 校長 ・大学院修学休業許可申請書（様式1） 添付【履歴書の写し、大学院の課程等の募集要項の写し】 (2) 校長 ⇒ 市町村教育長 ・大学院修学休業についての意見書（様式2） 添付【大学院修学休業許可申請書】 (3) 市町村教育長 ⇒ 県教育長 ・大学院修学休業内申書（様式3） 添付【大学院修学休業許可申請書、大学院修学休業意見書】
登 録	県教育長 ⇒ 職員 ○受験が適当であると認められた場合 ・大学院等修学休業候補者登録通知書（様式5） ○受験が不適当であると認める場合 ・大学院修学休業不許可通知書（様式6）
変 更	職員 ⇒ 県教育長（校長等経由） ○申請書の記載事項に変更があった場合 ・大学院修学休業許可申請書記記載事項変更届（様式4） ○申請書を取り下げる場合 ・その理由を付した書面（様式任意）
受 験	勤務対応は年次有給休暇扱い
報 告	職員 ⇒ 県教育長（校長等経由） ・受験結果報告書（様式7） 添付【受験結果を証する書面】
内 定	県教育長 ⇒ 職員 ○受験結果合格の場合 ・大学院修学休業許可内定通知書（様式8） ○受験結果不合格の場合 ・大学院修学休業許可通知書（様式6）
許 可	県教育委員会 ⇒ 職員 休業期間開始日付けをもって休業の許可を行う。辞令が交付される

※ 申請は休業を受けようとする前年度の7月中旬まで手続きを行う。

※ 登録は前年度の8月末まで手続きを行う。

※ 職員から県教育長へ提出する場合は、校長・市町村教育長・教育事務所長を順に経由し、県教育長から職員への通知等は、教育事務所長・市町村教育長・校長を順に経由する。

・留意事項

- 申請書の記載事項に変更があったときは、変更届（様式4）を、申請を取り下げる場合はその理由を付した書面（様式任意）を、提出しなければならない。
- 県教育長は、審査をする際に必要な場合には、面接等を行う。
- 大学院等修学休業候補者登録通知書による登録は、受験することを認めるものであり、休業の許可又は内定を意味するものではない。その有効期間は申請書を提出した年度内に限る。
- 登録を受けた後でなければ、大学院の課程等への入学試験を受験することはできない。
- 休業している間は、地方公務員としての身分を有するが、職務に従事しない。給与は支給されない。
- 共済組合員としての資格を有し、掛金を負担しなければならない。